

## 日本ソフトウェア科学会定款

(昭和58年10月8日制定)  
(昭和60年6月1日改定)  
(昭和61年5月24日改定)  
(1990年6月12日改定)  
(1994年5月27日改定)  
(1995年5月26日改定)  
(1998年6月5日改定)  
(2008年5月29日改定)

### 第1章 総則

- 第1条 本会は日本ソフトウェア科学会 (Japan Society for Software Science and Technology) と称する。
- 第2条 本会は事務所を東京都文京区弥生2-4-16 学会センタービル3階に置く。
- 第3条 本会は必要に応じ、地域的に会員の便宜をはかるため支部を置く。

### 第2章 目的および事業

- 第4条 本会は計算機ソフトウェアに係わる科学・技術の研究を盛んにし、またその普及をはかり、関係諸部門とも協力して学術文化の向上発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学術的会合の開催
  2. 機関誌および図書の刊行
  3. その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

- 第6条 本会の会員の種別は次の通りである。
1. 正会員 計算機ソフトウェアに係わる科学・技術の学術知識を持ち、所定の会費を納める者
  2. 学生会員 大学学部および大学院またはこれに準ずる学校の在学中で、所定の会費を納める者
  3. 準会員 計算機ソフトウェアに係わる科学・技術に興味を持つ個人で、所定の会費を納める者
  4. 名誉会員 計算機ソフトウェアに係わる科学・技術に関し功績顕著な者および本会の目的達成に多くの貢献をした者で、理事会の承認を経て推薦された者
  5. 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を援助する個人、法人または団体で、所定の賛助会費を納める者
  6. 団体会員 計算機ソフトウェアに係わる科学・技術に興味を持つ法人または団体で、所定の会費を納める者
- 第7条 会員になろうとする者は、細則に定める手続きを経て申し込み、理事会の承認を得なければならない。
- 第8条 会員は入会を承認されたとき細則に定められた入会金を添えて会費を納めなければならない。
- 第9条 正会員、学生会員、準会員、賛助会員および団体会員は定められた会費を毎年前納しなければならない。
- 第10条 既納の入会金および会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。
- 第11条 会員は本会の開催する学術的会合に参加しまたは細則に定める手続きによって本会の図書類を利用することができる。
- 第12条 会員は細則の定めに従って本会が刊行する機関誌の頒布を受ける。
- 第13条 会員は本会への希望または意見を理事会に申し出てその審議を求めることができる。
- 第14条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。
1. 退会
  2. 禁治産または準禁治産の宣告を受けた場合
  3. 除名
- 第15条 会員で退会しようとする者は本会に届出なければならない。
- 第16条 会員が1年以上会費を滞納したとき、理事長は理事会の議決を経てその会員を除名することができる。

第17条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたときは、理事長は理事会の議決を経てその者を除名することができる。

#### 第4章 役員および職員

第18条 本会には次の役員を置く。

理事 10名以上16名以内

監事 2名以上3名以内

評議員 30名以上50名以内

第19条 理事および監事は細則に定める方法によって正会員の中から互選で定める。

理事長は理事の互選によって定める。

第20条 理事長は本会の事務を総理し、本会を代表する。理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。理事は理事会を組織し、この定款に定める事項を決議し執行する。

第21条 監事は以下の職務を行う。

1. 本会の財産の状況を監査する。
2. 理事の業務執行の状況を監査する。
3. 財産の状況又は業務の執行に付き不整の廉あることを発見したときはこれを総会に報告する。
4. 前号の報告を為す為め必要あるときは総会を招集する。

第22条 評議員は評議員会を組織し、理事長の諮問に応じこの会の事業の遂行に関して理事長に助言する。評議員は、理事会の承認を経て、理事長が正会員の中から選任してこれを委嘱する。

第23条 本会の役員任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第24条 本会の事務を処理するために有給の職員をおくことができる。

職員は理事長が任免する。

#### 第5章 会議

##### 第1節 役員会

第25条 理事長は必要に応じ随時理事会を招集するほか、理事総数の2分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときには、その請求のあった日から15日以内にこれを招集しなければならない。

理事会の議長は理事長とする。

第26条 理事会は理事の3分の2以上出席しなければ開くことができない。ただし書面をもって他の出席者に委任した者はあらかじめ通知のあった事項についてはこれを出席者とみなす。

理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところに従う。

第27条 理事会はこの定款のうちに別に定めてあるもののほか次の事項を議決する。

1. 定款および細則の変更に関する事項
2. 予算および決算に関する事項
3. 不動産の買入れまたは基本財産の処分に関する事項
4. 総会に提出する議案
5. 学術的会合の計画
6. 出版物の編集方針
7. 正会員から提出された議案
8. 定款第16条および17条による会員の除名に関する事項
9. その他本会の事業遂行上必要と認める事項

第28条 評議員会には第25条、第26条を準用する。

##### 第2節 総会

- 第29条 通常総会は毎年1回会計年度終了後3箇月以内に理事長がこれを招集する。
- 第30条 臨時総会は理事長が必要と認めたときこれを招集するほか、正会員総数の10分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、または理事会もしくは監事から請求のあったとき、その請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。
- 第31条 通常総会の議長は理事長とし、臨時総会の議長は会議のつど正会員の互選で定める。
- 第32条 通常総会の招集は少なくとも15日前にその会議に附議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって会員に通知する。
- 第33条 次の事項は通常総会に提出してその承認を得なければならない。
1. 事業計画および収支予算
  2. 事業報告および収支決算
  3. 財産目録および貸借対照表
  4. その他理事会において必要と認めた事項
- 第34条 総会の議事は正会員総数の6分の1以上が出席しなければ開くことができない。ただし総会に出席できない正会員は書面をもって他の出席正会員に委任することができる。この場合あらかじめ通知のあった事項についてこれを出席者とみなす。
- 第35条 総会の議事はこの定款に別段の定めがある場合のほかは出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところに従う。
- 第36条 名誉会員、学生会員、準会員、賛助会員、団体会員は総会に出席して意見を述べることができる。ただし表決に加わることはできない。
- 第37条 総会の議決の要項および議決した事項は会員に通知する。
- 第38条 役員会および総会の議事録は議長が作成し、議長および出席代表者2名以上が署名捺印してこれを保存するものとする。

## 第6章 資産および会計

- 第39条 本会の資産は次の通りである。
1. 別紙財産目録に記載の財産
  2. 会費および入会金
  3. 事業に伴う収入
  4. 資産から生じる果実
  5. 寄附金品および補助金品
  6. その他の収入
- 第40条 本会の資産を分けて基本財産および普通財産の2種とする。  
基本財産は別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される財産で構成する。  
普通財産は基本財産以外の財産とする。  
ただし寄附金品であって寄附者の指定あるものはその指定に従う。
- 第41条 本会の基本財産のうち、現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または確実な信託銀行に信託しもしくは定期預金あるいは定額郵便貯金として理事長がこれを保管する。
- 第42条 基本財産はこれを消費しまたは担保に供してはならない。ただし本会の事業遂行上やむをえない事由があるときは、理事会および総会の議決を経てその一部を処分し、または担保に供することができる。
- 第43条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実などその他普通財産をもって支弁する。
- 第44条 本会の予算は毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決および総会の承認を得なければならない。
- 第45条 本会の決算は会計年度終了後3箇月以内に事業報告書、その年度末現在の財産目録、および会員の異動状況書とともに監事の意見を附して理事会および総会の承認を受けなければならない。  
本会の決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を得てその一部もしくは全部を基本財産に編入しまたは翌年に繰り越すものとする。
- 第46条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をしままたは権利を放棄しようとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

予算内の支出をするためその会計年度内の収入をもって償還する一時借入金以外の借入金についても同じである。

第47条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

#### 第7章 定款の変更ならびに解散

第48条 この定款は理事会および総会の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

第49条 本会の解散は理事会および総会の4分の3以上の議決を経なければならない。

第50条 本会の解散に伴う残余財産は理事会および総会の4分の3以上の議決を経て、本会の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

#### 第8章 附則

第51条 この定款施行についての細目は理事会および総会の議決を経て別に定める。